

よくある質問（4月在学採用）

以下、日本学生支援機構を「JASSO」、高等教育の修学支援新制度を「新制度」、新制度に基づく給付奨学金を単に「給付奨学金」と略記します。

（1）申請の流れ

給付奨学金の対象者となる新入生は授業料減免に加えて入学料減免も受けられると聞いたが、入学料減免はどのように申請すればよいか。

⇒新入生等、入学料減免の対象となる場合、A 様式1の申請書が授業料と入学料の両方の減免申請書とみなされます。このため、4月3日までにA 様式1の申請書と学修計画書を提出してください。

（2）申請書類の書き方など

A 様式1の申請書の裏面「イ」の欄に、「あらかじめ機構に給付奨学金の申込みを行ってください」と記載されている。しかし、4月3日までに減免申請の期限であり、給付奨学金を4月3日以降に申請したい場合はどうすればよいか。

⇒給付奨学金の在学採用を申請する方は、4月3日までに授業料減免を申請していただきます。給付奨学金を4月3日以降に申請する場合は、**給付奨学金を申請する前に、4月3日までに授業料減免を申請**してください。

A 様式1の申請書の⑪「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」で、在学採用申請者はスカラネットの受付番号を記入するとある。しかし、給付奨学金を申請する前に減免申請書を提出するため受付番号がわからない。

⇒給付奨学金を申請する前に授業料減免を申請する場合は、**⑪を空欄のまま提出**してください。